

令和3年 第4回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月26日（月）午後1時34分から午後2時32分まで

2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 6階大会議室A、B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	志賀喜一
委員	1番	川上美由紀
委員	2番	石川俊雄
委員	3番	立川久恵
委員	4番	相場重雄
委員	5番	小関昭男
委員	6番	向田栄一
委員	7番	小林秀男
委員	9番	若田部明
委員	10番	金子一郎
委員	11番	本島光雄
委員	12番	大舘 孝
委員	13番	野村春男
委員	14番	川田恒夫
委員	15番	澁江修身

4. 欠席委員 (1人)

委員	8番	新井 勉
----	----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第7号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小野 勉
参事	磯部高志
農地調整係	係長 川田優子
	主査 飯塚康夫
	主任 鈴木正寛
	主任 小松崎梨菜
	主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和3年第4回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議長	開会に先立ち、本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号8番 新井 勉委員の1名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は16名でございます。
議長	ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。

したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和3年第4回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号2番 石川俊雄委員、議席番号15番 澁江修身委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主任を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

はじめに、報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第7号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条617番 契約内容は、贈与による所有権の移転。申請地までの距離は2.0km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、田植機1台をリースしております。農作業従事人数は3人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条618番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機3台、コンバイン2台、乾燥機3台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は450日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積

は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条619番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は1.0km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は600日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。

3条620番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は2分です。大農機具の所有状況は、トラクター1台を所有しており、コンバイン1台、乾燥機1台、田植機1台をリース予定となっております。農作業従事人数は3人、従事日数は270日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われれます。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番  
澁江委員

3条620番について質問いたします。申請者は個人で全部耕作しているのですか。

事務局

回答いたします。今回の申請については、申請者のご家族の方も含め

て、世帯で耕作するのであれば問題ないと考えています。

(若田部明委員 挙手)

議 長

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番  
若田部委員

農作業従事日数についてですが、この日数は一人当たりの従事日数を示しているのでしょうか。

事務局

回答いたします。記載の農作業従事日数は、申請者の世帯の合計日数であって、世帯が3人で1人当たり150日であれば450日と記載しております。

9番  
若田部委員

3条617番についてしてみると、農作業従事日数が3人で180日となっています。1人当たり60日は少なすぎると思います。

事務局

申請人はウメを栽培しており、稲作よりも管理の手間がかからないとのことですので、今回の申請については問題ないと判断しました。現地確認もした結果、農地の管理も行き届いておりました。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現

地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条35番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

す。申請地は農地の中央に位置していますが、ちょうどこの場所に道路から農地への出入り口があることを確認しました。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願いのとおりに証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおりに証明することに決定いたしました。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、次のとおり許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号

について、調査班、お願いします。

調査班

変更11番について報告します。

変更後の用途は、「資材置場」となります。

次に「許可後の計画変更 承認基準に基づく検討状況」ですが、検討事項1から6については、すべて認められます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「承認相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第3号については、変更申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第3号については、変更申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第4号の説明をさせます。

事務局

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条800番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当しません。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとな

っており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条801番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条802番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条803番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、「代替地がない場合」に該当し、一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条804番について報告します。

「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である集落接続に該当しません。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第4号については転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第5号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地475番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は森林の様相を呈しており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

す。非農地476番について報告いたします。

願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われま

す。願出地は人為的に転用行為が行われており、また20年以上経過しており、非農地証明は妥当であると思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第5号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号については、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第6号については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第7号の説明をさせます。

事務局

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定につ

いて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和3年4月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第7号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(澁江修身委員 挙手)

議席番号15番 澁江修身委員、どうぞ。

15番  
澁江委員

対価が〇〇円は安くないですか。

事務局

地域の話合いの中で、お互い納得したうえで申請が出ているので問題ないと考えます。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

澁江委員がおっしゃる通り〇〇円では金額が低すぎると思います。

(若田部明委員 挙手)

議 長

議席番号9番 若田部明委員、どうぞ。

9番  
若田部委員

地区の人・農地プラン座談会において、地域の基準を統一しているところで、この金額よりは高い金額に設定される予定です。

(大拙 孝委員 挙手)

議 長

議席番号12番 大拙 孝委員、どうぞ。

12番  
大拙委員

対価はお互いの合意の上で決めることではありますが、一方が不利益にならないように助言や指導はするべきだと思います。

(野村春男委員 挙手)

議 長

議席番号13番 野村春男委員、どうぞ。

13番  
野村委員

無償でも貸して耕作してもらいたいという所有者もいますし、その土地によって状況が違うので、一概に良い悪いは言えないと思います。

議 長

これをもって質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第7号について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について」は、計画のとおり承認することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和3年第4回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

14時32分閉会